

岸和田市受益者負担基本方針

令和元年8月（第2版）
岸 和 田 市

目 次

はじめに

1. 「受益者負担の適正化」の基本的な考え方	1
2. 証明発行等の手数料について	2
(1) 手数料の算定方法	2
(2) 原価計算に馴染まない手数料、例外的に扱う手数料	2
(3) 手数料設定の際に考慮すべき事由	2
(4) 手数料の減免・免除	2
3. 施設等の使用料について	3
(1) 費用負担区分の設定	3
①コスト負担の考え方	3
②利用者負担と税負担	4
(2) 使用料の算定方法	5
①負担費用の内訳	5
②使用料の算定	6
(3) 原価計算に馴染まない使用料、例外的に扱う使用料	6
(4) 使用料設定の際に考慮すべき事由	7
(5) 原則無料施設の取り扱い	7
(6) 使用料の減免・免除の統一的な基準	8
4. 手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項	9
(1) 激変緩和措置	9
(2) 定期的な受益者負担の検証	9

おわりに

はじめに

本市では、平成 23 年 12 月に「行財政新改革プラン」を策定し、その中で、市の施設使用料を検証し、実費コストや公平性の観点から各施設における受益者負担のあり方を検討するとして「施設使用料の見直し」を実施項目として掲げました。また、減免制度についても、検証し公平性の観点から改善を進めるとして「減免制度の見直し」も合わせて実施項目として掲げています。

受益者負担の適正化に向けては、まず、市長の諮問を受け設置された「岸和田市受益者負担検討委員会」より、受益者負担の算出の考え方、減額免除のあり方など「受益と負担のあり方」についての提言が、平成 27 年 6 月に出されました。

この提言を受け、庁内検討組織（岸和田市受益者負担基本方針策定委員会）を設置し、行財政改革の一環として「受益と負担の明確化」（施設を利用する人等の利益とその利益に応じた料金の明確化）を位置づけ、行政サービスに対する「公平性・公正性」を確保するため、この受益者負担基本方針（手数料等及び公の施設の使用料の統一的な基準）を策定するものです。

1. 「受益者負担の適正化」の基本的な考え方

現行の使用料・手数料については、地方自治法第 225 条で「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」、第 227 条で「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定されており、特定の個人のために行うサービスにおいては、税とは別に金銭的な負担を求めることができます。

特定の行政サービスあるいは公共施設を無料若しくは低額でサービスを提供している場合は、そのサービスに要する費用の不足分を公費（税金）で賄うことになり、結果的には、特定のサービス等を利用していない方にも費用の負担をしていただくこととなります。

特定の行政サービス等を利用する際、利用する方と利用しない方との「負担の公平性」を考えると、利用する方が応分の負担をすることによって、初めて利用しない方との負担の公平性が確保されます。

市では、受益と負担の公平化の観点から、次の 3 つの基本的な考え方に基づき、内容の透明性を高め、効率的な施設の管理運営や事務の効率化等、継続的な経費縮減に努めながら、市民の理解が得られるよう合理的な料金設定をし、受益者負担の適正化を図ります。

- (1) 受益者負担の原則（公平化）
- (2) 算定方法の明確化（透明性）
- (3) 減額・免除基準の統一化



2. 証明発行等の手数料について

(1) 手数料の算定方法

- ◇手数料は必要とする特定の人のために提供されるサービスの対価となるため、手数料の額は原価として算定する費用全額とします。
- ◇計算方法は証明書等発行に必要な標準的な処理時間に職員の1分あたりの人件費を乗じた額に証明書等発行に必要な年間の物件費を年間処理件数で除した額を合算し算出します。

$$\text{手数料原価} = \text{事務処理に要する費用【1】} + \{ \text{【2】(年間)} \} / \text{年間処理件数}$$

◆事務処理に要する費用の原価算定◆

区分	書類発行等にかかる費用
【1】人件費	1件処理時間×職員人件費単価
【2】物件費	証明書等の発行に必要な用紙代等 電子計算システム関連費用

- ※職員人件費単価については、普通会計の職員割合により算出する額を使用します。
- ※電子計算システム関連費用については、特定の人に提供するために本来業務から派生した業務に係る費用のみ算入します。

(2) 原価計算に馴染まない手数料、例外的に扱う手数料

- ◇国や府等で統一料金となっている手数料
 - ◇審議会等に諮問しその答申を経て算定している手数料
 - ◇別の基準により積算をしている手数料
 - ◇実績が少ないものや専門的な技術や知識が必要な手数料、調査等に長時間を費やす等適正な原価計算が困難な手数料
- ※原価計算から除外する手数料であっても、市独自で手数料設定ができないものを除き、可能な限りこの基本方針に沿った算出を行うものとします。



(3) 手数料設定の際に考慮すべき事由

- ◇必要に応じ近隣市との料金比較や市内類似手数料との比較などを考慮することも可能とします。
- ◇市が本来行うべき業務により収集管理されている情報を証明等として発行する手数料については、受ける利益や発行に要する処理時間などに大きな差がないものが多いため、一部を除き市の代表的な証明書である、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「市民税・府民税所得課税証明書」の平均発行原価を基準にすることを可能とします。

(4) 手数料の減額・免除

- ◇手数料は、必要とする特定の人のためにのみ行うものですので、減額免除については、法令等で規定されている場合や、本市、国又は他の地方公共団体等が行政目的の達成に必要な場合、社会的に援助が必要な場合等限定的に取り扱うこととします。

3. 施設等の使用料について

(1) 費用負担区分(A～E区分)の設定

①コスト負担の考え方

基本的な考え方として、全額を税で負担すべき施設を除き、利用者に全面的に還元される経費（施設使用に係る光熱水費など）は原則として利用者に負担していただくこととします。さらに、採算性・公的関与の必要性による指標から下表のとおりA～Eの区分を設定し、段階的に上記以外の経費も利用者に負担していただくこととします。



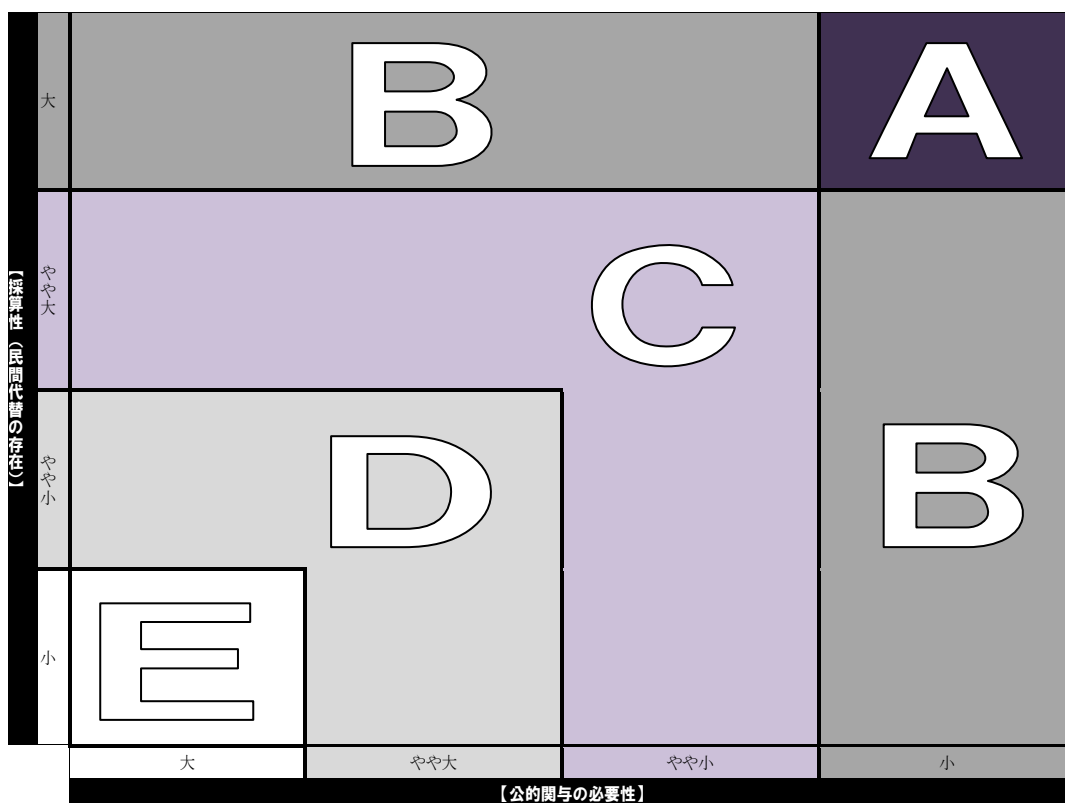
◆公共施設の区分◆

区分	特性	考え方
A	採算性が高く、公的関与の必要性が小さい	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による代替施設があり、かつ公的関与の必要性が小さい ●市が施設を設置すべきか検討が必要な領域である ●全額を利用者の負担で賄う
B	採算性が高いか、公的関与の必要性が低い	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による代替施設があるが、公的関与が一定必要な領域 ●公的関与の必要性が小さいが、民間の代替施設の運営がやや難しい領域 ●民間施設と競合するが公的役割が認められるか、公的役割は小さいが市場原理のみでは運営が難しいことから、税の投入が必要である ●光熱水費等施設の使用により変動する費用（以下「変動費用」という。）と施設等に関連する固定費用の一部を利用者負担とする
C	採算性がやや高いか、公的関与の必要性がやや小さい	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による代替施設の運営も可能であるが、何らかの公的関与が必要な領域 ●公的関与の必要性はあまり高くはないが、市場原理のみでは運営が難しい領域 ●民間による代替がある程度可能か、公的関与の必要はさほど認められない施設である ●変動費用程度を利用者負担とする
D	採算性が小さいか、公的関与の必要性がやや大きい	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による代替施設の運営が難しい領域で、公的関与が必要な領域 ●営利を目的としない団体による設置の可能性が残されており、公的関与の必要性が求められる施設であることから、税の投入の必要性が高い ●変動費用の一部を利用者負担とする
E	採算性が小さく、公的関与の必要性が大きい	<ul style="list-style-type: none"> ●民間による代替が見込めず、公が責任を持って担うべき領域 ●全額を税で負担する

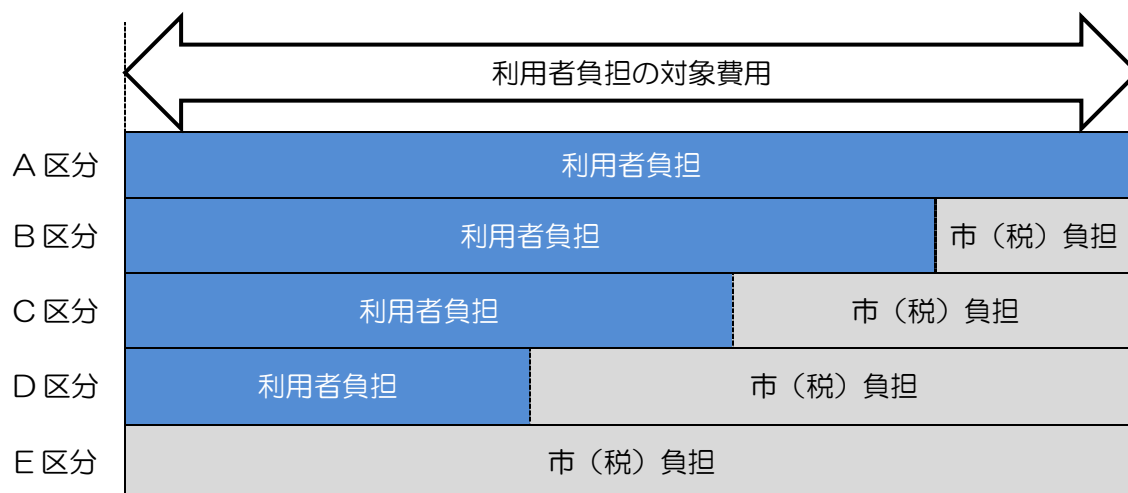
②利用者負担と税負担

公共施設の性質を区分する評価軸として「採算性（民間代替の存在）」と「公的関与の必要性」に着目し、またそれぞれを大・やや大・やや小・小の4段階にわけ16に区分し利用者が負担すべき費用負担区分A～Eの5段階を下図のとおり設定します。左下が公的関与の必要性が高いサービスでかつ採算性の低い、民間で供給されないサービスという分類になります。そこから上もしくは右に行くほど税で負担する費用が減っていくことになります。右上が採算性が高く民間でも実施可能かつ公的関与の必要性が低いサービスであるため原価とすべき経費の全額を利用者の負担としています。

◆採算性、公的関与の必要性と費用負担◆



【費用における負担区分の考え方】



(2) 使用料の算定方法

① 負担費用の内訳

「(1) 費用負担区分 (A～E 区分) の設定」で定義した各々の区分に対し、具体的に利用者負担となる費用は原則的に下記の表のとおりとします。

◆負担費用の内訳◆

費用負担区分 分類	A (①+②+③+④)			
	B (①+②+③)			
	C (①+②)			
	D ①			
大分類	利用により変動する費用 (変動費用)		固定的な費用 (固定費用)	
中分類	①利用による 経費	②維持管理 経費	③施設保全 関連経費	④施設整備 関連経費
小分類	光熱水費			
	修繕費			
	保険料			
	人件費 (運営分)	人件費 (維持管理分)		
	委託料 (運営分)	委託料 (維持管理分)		
			賃借料	
			大規模改修費	
				減価償却費
				機会費用
				借地料

●負担費用の詳細

人件費 …施設の運営及び維持管理に要する人件費のみ対象とする。同一の人員がその他の業務にも従事する場合は、平均的な従事割合で按分する。

委託料 …施設の管理運営委託に要する費用。運営分と維持管理分のみ対象とする。

運営分には受付業務委託や開場・料金徴収業務委託など

維持管理分には警備、清掃、電気設備保安・消防設備保守などが含まれる。

包括的に委託されている場合は、平均的な従事割合で按分する。

修繕料 …修理や補修のうち、小規模でかつ使用価値、効用の減少を防ぎ、現状復旧を目的とする費用。

保険料 …建物や構築物に対する火災保険や損害保険の保険料。

賃借料 …施設の利用、維持管理に必要な物品等のレンタル料、リース料。

大規模改修費…老朽化等に伴い、施設の形状ないし構造そのものを改良する全面的な改修費用。

減価償却費…建物等の取得に要する金額をその資産の使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費とするため、一定の方法によって各年分に配分した経費。

機会費用…市が所有する施設の敷地について、他の用途で使用した場合に得られたであろう利益を損失として経費とみなした費用。市が所有する敷地を民間に貸した場合の地代で算出する。

②使用料の算定

前述した「コスト負担の考え方」や「負担費用の内訳」を基に各施設をA～E区分に配置し、各区分で負担していただく費用の合計を1年間の使用可能時間と使用可能面積で除して、1時間・1㎡当たりの使用料原価を算出します。

$$\text{使用料原価（円／1時間・1㎡）} = \frac{\text{各区分の負担費用の合計}}{\text{（年間利用可能時間×利用可能面積）}}$$

入場料を徴する施設については、原価を目標入場者数で除した金額を1人あたりの使用料原価とします。

$$\text{使用料原価（円／人）} = \frac{\text{各区分の負担費用の合計}}{\text{年間目標入場者数}}$$

(3) 原価計算に馴染まない使用料、例外的に扱う使用料

◇その収入をもって他の施策の財源とする施設

◇手数料の意味合いを持つ施設

◇他に適切な積算根拠がある施設

◇地方公営企業法が適用される事業に係る施設

※原価計算から除外する使用料であっても、市独自で使用料設定ができないものを除き、可能な限りこの基本方針に沿った算出を行うものとします。



(4) 使用料設定の際に考慮すべき事由

●適正な使用料の算定にあたって

- ◇公平な負担となるように、市内の類似施設については原則的に使用面積あたりの料金は同一とし、無料で使用できる設備や資機材に大きな差があるときは料金に差を設けることを可能とします。
- ◇必要に応じ近隣市の類似施設の料金を考慮することを可能とします。
- ◇市の重点施策である等、政策的な判断が必要とされる場合は一定の配慮を行います。
- ◇観光施設のうち、文化財的な意味合いの強い施設や郷土の伝統を紹介する施設については、料金設定の際に一定の配慮を行います。

●使用料の区別

- ◇設置目的を考慮し、判別が可能な範囲において市内在住者とそれ以外の人料金の区別について検討します。ただし、自治基本条例で市民とは「市内に住み、働き、若しくは学ぶ人」又は「市内に事業所を置(き)…市内で事業活動を行う者」と規定されているため、それらの人は市民と同等に扱うこととします
- ◇施設規模・施設の設置目的により、施設を専用しない個人利用施設については、団体利用料金を設定できることとします。
- ◇公の施設であることから、使用者が実費の範囲を超え、入場料や受講料その他これに類するものを徴収する場合や目的外利用する場合には割増料金を設定できることとします。
- ◇昼間・夜間、平日・祝日や利用時間帯等の料金格差は、利用実態等を勘案し、それぞれの施設(サービス)において設定できることとします。

●指定管理者制度導入施設について

- ◇指定管理者制度を導入している施設については、指定管理期間が長期になるものを除き、制度導入時または更新時に検証を行います。なお、公租公課の改定時にあっては適宜、適正な転嫁が行われるよう検証を行います。また、利用料金制を導入している施設の使用料設定については、この方針を基本とし、適正なサービス水準を維持できるよう一定の配慮を行います。

●その他

- ◇付帯設備や備品等、施設の利用とは別に利用者の意向によって使用が可能なもので、個別の使用によって減価償却されるものや新たな経費が発生するものについては、別に料金を定めることができることとします。
- ◇施設に附属する駐車場については、施設利用者以外の長時間駐車等により対象施設の利用者に影響があると判断した場合に、類似施設の駐車場使用料を参考に利用者に過度の負担にならないように有料化を検討します。

(5) 原則無料施設の取扱い

本市においては、法律に無料の規定のない施設についても、独自に条例において原則無料を定めている施設があります。これらの施設は、市が特定の目的で設置し、その目的の公益性と利用を促進する立場から無料としてきました。しかし、市の財政事情、施設の多様化に伴い他の有料施設と類似した活用方法が見られること、各施設の多目的な活用による利用率の向上の視点などから原則有料とし、減額免除が必要な場合には統一した減額免除の基準により判断することとします。

(6) 減額・免除の統一的な基準について

使用料の減額・免除制度は市の計画の推進や各種団体の育成などを目的として実施していますが、その分の費用は、利用していない市民も負担することになります。

そのため、この制度があくまでも受益者負担の例外として真に必要な場合に限定して、特例的に適用される必要があります。

また、減免基準の設定については、施設の種別や性質、利用者の範囲等に応じ、できる限り統一した基準を定めることとしますが、基準をそのまま適用することに無理がある場合は、基準を大きく逸脱することのない範囲で、性質等に応じた明確な規定を設けることとします。

●施設共通適用基準

◇市が主催、共催する事業で利用する場合は免除します。

◇上記と同等の公益性を持つ事業で利用する場合は、減額又は免除を検討します。

※市が主催、共催する事業と同等の公益性を持つ事業とは、町会（自治会）や町会（自治会）を構成する団体及び地区市民協議会等それらの連合体が、住民のための活動を行う場合。または、公の団体及びそれに準じる団体が本来の設立目的達成のために、広く市民を対象に行う活動を言います。但し、施設の使用について補助等を受けている場合や、実費を越えて参加費用を徴収する活動は除きます。

●各施設の性質に応じた統一適用基準

◇利用者による減免適用基準

関係法令の趣旨を尊重し、下記の減額免除を検討します。

- ① 障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方）及び介助者1名は、特に障害者の利用に配慮する施設について、減額又は免除を検討します。
- ② 子どもは学校単位（年齢ではなく未就学児、小学生など）、中学生以下を基本とし、特に子どもの利用に配慮する施設について、減額又は免除を検討します。
- ③ 高齢者（65歳以上）は、特に高齢者の利用に配慮する施設について、減額又は免除を検討します。
- ④ 上記①～③の基準に準じ、グループ、団体単位での利用について、団体の構成員の概ね半数以上が障害者、子ども、高齢者に該当する場合に、特にそれらの利用に配慮する施設について、減額又は免除を検討します。

◇利用目的による減免適用基準

利用目的及び活動内容が、利用者以外の市民の福祉の向上に寄与し、市がその公益的活動（社会に貢献する活動、又は地域住民の福祉向上のための活動）を支援する必要があると認める利用であって、それらの活動に配慮する施設について、減額又は免除を検討します。

※ 減額の場合の上限は、受益者負担の観点から使用料の50%を原則とします。

※ 施設ごとの具体的な適用基準については、使用料の見直しの周期に合わせ、その基準及び運用について審査します。

●その他

◇指定管理者制度導入施設については、この方針を基本とし協議することとします。

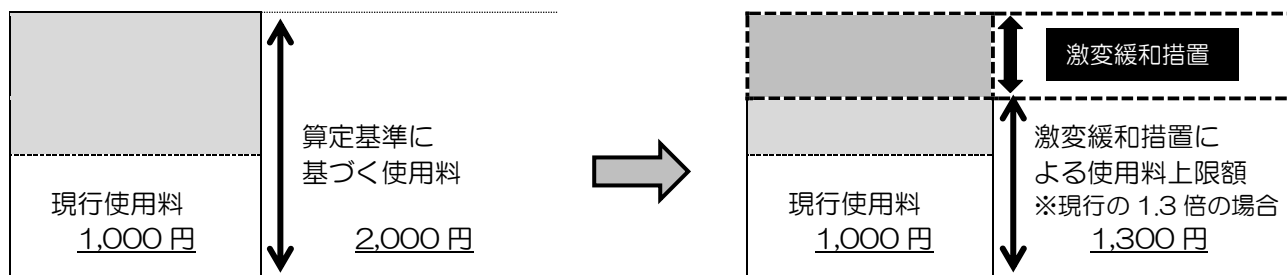
4. 手数料・使用料の見直しに当たっての共通事項

(1) 激変緩和措置

本方針で算出した額が現行料金と比べ大幅に上昇する結果となった場合に、市民の急激な負担増を防ぐことや利用者の減少を招く恐れもあるため、特別な場合を除き、現行料金に応じた改定の上限率を定め段階的に改定します。

現行料金	改定額の上限
300 円以下	現行料金の 1.5 倍
300 円を越え 500 円以下	現行料金の 1.4 倍
500 円を越え 2,000 円以下	現行料金の 1.3 倍
2,000 円を越え 10,000 円以下	現行料金の 1.2 倍
10,000 円を超える	現行料金の 1.1 倍

～激変緩和措置の例～



(2) 定期的な受益者負担の検証

本市を取り巻く社会経済情勢の変化やサービス内容の変更、コストの増減等を反映するとともに、適正な受益者負担を確保するために定期的な検証を行うことが必要です。

使用料及び手数料の見直しについては、短ければ利用する市民などに混乱を招く恐れがあり、長ければ算出根拠の信頼性が低くなるため、社会情勢や経済情勢の著しい変化など特別な事情がある場合を除き、原則5年ごとに検証することとします。また、基本方針については、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

おわりに

市は、市民の方々の活動をサポートしていくために活動の場を提供することについて、一定の役割を担う必要があると考えています。しかし、安全・安心のまちづくり、少子高齢化問題や公共施設の老朽化への対応など市が担う役割は増加し、市民の皆様のニーズも多様化しています。

そのような状況の中で、限られた財源をどのサービスにどう利用するのかを考える際に、施設やサービスの利用にあたって、どの程度利用者に負担していただくのか、利用する人と利用しない人の公平性をどのように図るのかを検討しなければなりません。

受益者負担の適正化につきましては、受益と負担の公平化の観点から、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定を目指して行うものですが、市民に負担を求めるだけでなく、より一層の市民サービスの向上及び事務の効率化に取り組むことで、市全体の行政サービスの向上に努めるとともに、この算定方法に基づいて適切な使用料・手数料を算定し、市民間の公平性・公正性の確保に努め、持続可能な行政経営に努めるものとしします。

岸和田市受益者負担基本方針
平成 28 年 5 月 策定
令和元年 8 月 一部改定

岸和田市財務部 行財政改革課
岸和田市岸城町 7 番 1 号
電話 072-423-9405